

## 議案第65号

### 白岡市長等の給料の額の特例に関する条例

#### (市長の給料の額の特例)

第1条 市長の給料の月額は、令和4年1月1日から令和6年11月25日（この条例の施行の日に在職する市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年白岡町条例第17号。以下「条例」という。）第3条の規定にかかわらず、同条第1号に規定する額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に規定する額とする。

#### (副市長の給料の額の特例)

第2条 副市長の給料の月額は、令和4年1月1日から同年3月31日（この条例の施行の日に在職する副市長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、条例第3条の規定にかかわらず、同条第2号に規定する額からその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に規定する額とする。

#### (教育委員会教育長の給料の額の特例)

第3条 教育委員会教育長の給料の月額は、令和4年1月1日から令和6年3月31日（この条例の施行の日に在職する教育委員会教育長が退職し、失職し、解職され、又は死亡したときは、その日）までの間においては、白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年白岡町条例第18号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

##### (この条例の失効)

2 この条例は、令和6年11月25日限り、その効力を失う。

令和3年11月25日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

白岡市の財政状況を鑑み、行財政改革の先べんをつけるものとして、市長、副市長及び教育長の給料を減額するため、この案を提出するものである。